

庸米付札について

狩野久

一、はじめに

小稿は貢進物付札のなかでとくに庸米に関するものの資料集成を行ひ、若干の検討を試みようとするものである。現在のところ庸物であることを明記する付札が出土しているのは平城宮および平城京の遺跡に限られる。ただし藤原宮跡からも関連資料の出土をみていることは注意されるところである。庸物の付札は米と塩の二種目に限られるが、後者は平城の一例をかぞえるだけで、大部分は庸米の付札である。

本来ならば小稿のような資料集成を行う場合には、あらためて実物にあたって検討しなければならないのであるが、その余裕が得られなかつたのは遺憾である。殆どのものは、原寸大写真と出土時における奈良国立文化財研究所の形状と墨痕の所見に関する調書による調査であることをまずお断りしておきたい。

また木簡の出土状況についての検討も、報告書の刊行されている

庸米付札について

ものを除いては、上記の調書による検討で終つており、伴出遺物や出土状況については墨書き器について若干の調査をしたにとどまり、それらの検討は今後の課題とせざるをえなかつた。

つぎにここで庸米付札をとりあげた筆者の関心についてふれておこう。周知のように庸米は、賦役令計帳条に、「主計計庸多少、充衛士・仕丁・采女・女丁等食、以外皆支配役民雇直及食」とあるよう、その使途は明瞭である。この条文のなかで注意すべきは、庸米が第一にまず衛士・仕丁等の食糧に充てられるとあることである。仕丁・采女の糧物は令制前は彼らの出身地の村落の共同負担であった。"みやこ"での彼らの生活資はすべて共同体の連帶責任でまかなわれた。それが令制下（大宝令とみる説と淨御原令までさかのぼるとする説がある）になつて、出身村落の資養はなくなり、庸米一本に依存することになつたが、養老二年の改正により、庸米を財源とする給糧のほか、仕丁については出身房戸の雜徭を免除して養物を出させることにし、采女は、慶雲二年、令前の肩巾田を復活して資養にあてることになつたのである。

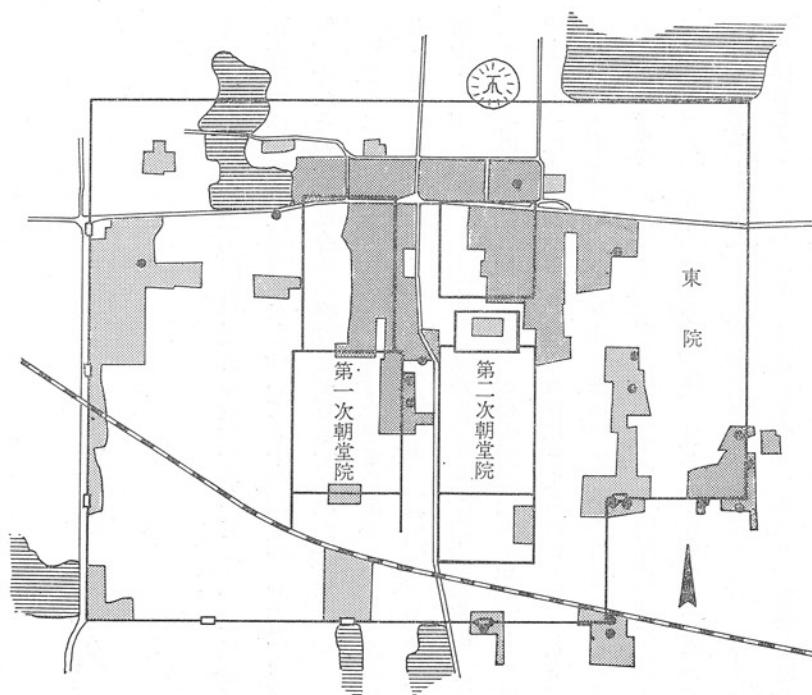
このような旧制復活を認めざるをえなかつた背景についても種々考へてみなければならぬだろう。出身村落の共同資養ではなく、民部省の財政操作によつて全国の農民に一率に課する庸により、仕丁・采女の給糧を実現するというのが律令制の原則であるが、それならば庸は、調と同質の租税でありえたか。たしかに両者の同質性をみなければ律令財政の新しい側面を評価することはできない。しかし一方に庸物がまず仕丁・采女の糧になるという限定された用途を指示されてゐることにあらわれてゐるよう、律令財政の前代的側面と不徹底さのよつてくるところを正しく認識しなければ、律令財政の全体像を把握することはできないであろう。

そのような意味で庸には調とおのずからに異なるところがあるはずであり、それが付札の形状、書式、書風にどのようにあらわれてゐるのかをみてみたいと考えたのである。

このことに関連して、改新詔第四条の仕丁の資養物としての“庸米五斗”があらためて問題となるであろう。“庸”については現在のところ、郡評や調のように、その転換と成立の時期を議論するだけの資料は出土していないけれども、令制下の庸米付札の検討を通じてなんらかの該問題に関する示唆が得られればと考へる。

そして最後に、庸米の使途が右のように限定されたものであるとすると、一般に平城・藤原両宮跡で出土する貢進物付札は、当該物資が消費される場所で破棄されるから、庸米付札出土地は、衛士・

仕丁・采女・女丁・役丁らの何らかの労役場所とみて差し支えなく、そうとすれば遺構の性格を考える重要な手掛りを与えてくれる



平城宮庸米出土地点略図

ことになる。

以上のような関心にしたがつて、まず遺構ごとに若干の解説を付

しながら、庸米付札の釈文を掲げることにする。

・「夫 中臣足嶋庸米三斗
同□山□□米三斗 幷六斗
〔姓カ〕〔部カ〕〔庸カ〕」

二七五×三四×八 ○三三型式

この溝からは奈良時代初期の木簡が二八点出土した。幅二メートルほどの素掘り溝で全長約五〇メートルを検出した。同溝には多量の瓦・木・土製の遺物が堆積していたが、なかでも土師・須恵の土器はかなりの量であった。杯・椀・皿の食膳具が全体のなかでは多くを占めるが、平城宮内裏付近の土壤の土器と比べると、後者では食膳具が九割以上を占めるのに対し、この溝ではそれは六割強ほどで、鍋・甕類の煮沸用具が三割を占めるのである。この割合は、同時代の集落遺跡でみられる割合と見合うから、これが、平城京居住者の生活遺跡とみるべきことを示していよう。報告書は、これらの土器が和銅初年から天平末年位までの年代幅をもつとのべている。

木簡の年紀も、和銅六年、靈亀三年、養老七年とあるほか、貢進物付札の郷里表記が「里」または「郷里」の制によっているから、土器の年代観と矛盾しない。出土木簡の記事の特徴は、白米・庸米・奴婢食料米など米関係の付札が多いこと、貢進国が判明する九点のうち、七例までが参河国のあることである。米のなかでも庸米およびそれと推定されるものが比較的多くを占めることと、参河が貢進国として多いこととの関連が注意される。

- (1) 「参河國八名郡片山里大□□□□□〔伴健カ〕」
・「庸米五斗和銅六年」
一五八×一三×六 ○五一型式
- (2) 「八名郡多米里多米部□庸米五斗」
・「和銅六年」
一〇三×一六×四 ○五一型式
- (3) 「淡路國津名郡賀茂里人」

なお同溝出土の土器のなかに墨書のあるものが一一七例をかぞえ

る。大部分は供膳器に書かれており、容器の名称や使用場所を示すもののはか、人名や人名の略記号、渦巻その他の記号を記すものが多い点が特徴としてあげられる。

平城宮周辺条坊路側溝出土

このような項をあげたてたのは、このなかには平城宮からの流出遺物が含まれるとともに、当該側溝及びその付近で直接廻棄されたものがあることを十分予想されるからである。

左京二条々間大路北側溝（三九次調査分）

平城史料 XVII

(4) 「丹波国何鹿郡鹿郡八田里庸米六斗」

・「△△△△△△」

「△△△△△△」

一五五×三〇×五 ○三一型式

この側溝は一度改修をうけている。その時期は溝内遺物及び付近

の遺構の状況から神亀年間頃と推定される。この木筒は古い方の溝から出土した。新しい溝は玉石で護岸しているが、古溝は素掘りである。幅二・四メートルで全長五三メートルを確認し、九〇点の木筒が出土した。ただし大部分は削屑である。庸米付札との関係では、火頭に関する文書（木筒番号三一三三）が注意される。

同右溝（二二〇次調査分）

平城概報十四

(5) 「備後国安那郡山野郷川上里」

・「矢田マ甲努三斗右庸米六斗」

東院東南隅の南に接する表記遺構から出土した。この溝は若干づつずらせて三回つくり直されている。(6)～(8)はいずれも南寄りのもとも古い溝から出土した。溝の存続年代は(4)、(5)出土の北側溝とほぼ同時期と推定されるが年紀のあるものは「和銅六年」「和銅七年」「和銅七年」で、郷里表記はいずれも「里」制によっているか

三九次調査の木筒出土遺構と同じ条間大路北側溝であるが、三九次の出土地点から東へ約二〇〇メートル離れている。新古二つの溝から九五点の木筒が出土したが、大部分は古溝から出土した。この木筒も古溝出土である。年紀のある木筒が数点あり、「和銅七年」「養老五年」「養老」とあり、古溝の存続年代を知る資料である。なおこの木筒は『木筒研究』第二号に紹介されている（図版五）。

左京二条々間大路南側溝（四四次調査）

平城概報六

(6) 「丹後国佐邊郡里庸米」

・「△△△△△△」

一七一×一五 ○三九型式

(7) 「備前国上道郡掲勢里」

・「秦マ犬ガ養」

秦マ得万呂一人庸米

一七〇×一三 ○三九型式

(8) 「備中國手田」

・「△△△△△△」

庸米五斗八

×

一九九×一三 ○三九型式

つずらせて三回つくり直されている。(6)～(8)はいずれも南寄りのもとも古い溝から出土した。溝の存続年代は(4)、(5)出土の北側溝とほぼ同時期と推定されるが年紀のあるものは「和銅六年」「和銅七年」「和銅七年」で、郷里表記はいずれも「里」制によっているか

ら、木簡の記事内容だけからみると北側溝の古溝よりはさらに古く限定できそうである。庸米付札との関係で内容的に注目される木簡としては「仕丁玖拾玖人」とある文書簡や「夫らしきものの歴名簡」がある。

左京二条大路北側溝（壬生門前、一二三次調査） 平城概報十四

平城史料 XVII

(9) \times 小野里
(八四) \times 三一 \times 三 ○三九型式
岐庸米六斗

幅四メートルほどのこの溝は、同位置で三度の改修があり、木簡は前一時期の溝の上層から五六点、下層から八〇点出土している。この溝からは二〇七点もの人形が出土しており、また土器の墨書銘に「兵部」「兵部厨」「民厨」とあるものがあり、近傍の宮内官司を推定する重要な手掛りとなる。この木簡の「小野里」が里制なのか郷里制期のものかはにわかに決め難いが、他に郷里制表記のものが数例あるから、後者の可能性が強い。

東一坊大路西側溝（三九次調査）

平城史料 XVII

(10) 「 \angle 紀伊國伊東郡庸米六斗」 一九三 \times 二一 \times 五 ○三三型式
(11) 「 \angle □□□□□□□ □郷都波里庸米」
(八四十九七) \times 二四 \times 四 ○三一型式

この溝は宮域東面外溝にもあたるが、この地点に東一坊大路をさえぎつて南面する門が造営された段階で埋め立てられた。門の造営

によりこの部分だけを西へ若干迂回させることになり、(10)(11)の木簡が出土したところは、門造営前の古溝である。この古溝（両岸の側板間が一・三メートルほどの規模のもの）から二一七点の木簡が出土した。木簡の年紀は、養老三年（一点）、養老四年（五点）、養老五年（二点）、養老（二点）、神龜二年（二点）で、ごく限られた年代のものである。もっとも古い養老三年のものは側板の裏込めから出土し、神龜三年は溝上層から、他のものは下層から出土していて、木簡の年紀と出土層位に矛盾がないと報告書はのべている。一方また迂回させた新しい溝からは奈良時代後半の年紀をもつもののほか、神龜五年、天平二年のものが含まれる。新古二つの溝に含まれる土器等他の遺物の編年観も木簡の年紀と矛盾はない。したがって、門が造営され、古溝が埋立てられた時期は、神龜初年とおさえて誤りなからう。古溝出土の木簡で内容的に注目されるものとしては、一群の主殿寮、主水司関係のものがある。なお唯一の出土例である唐塩付札はこの古溝から出土したものである。

東一坊大路西側溝（三二三次調査、二条大路交叉点付近） 平城史料 XVII

(12) \cdot \times 〔哲多カ〕〔額〕 〔國〕〔郡〕〔各田〕マ里各田マ虫

(13) \cdot \times 〔人カ〕〔五斗八升〕 〔三三三〕 \times 二二 \times 四 ○五九型式

前述の溝の南延長三〇〇メートルのところで、宮城前面の二条大路と東一坊大路が交叉する場所にある。宮内の少くとも東半分の排水はこの溝にすべて流れ出てくるのであるが、護岸を施さない素掘りの溝であるため、とくに二条大路北側溝が流れこむところは側壁が大きく崩壊してえぐりとられていた。幅はしたがって一定せず広いところで一〇メートルにもなっている。二条大路の通過点には橋が架けられていたが、木筒はこの橋によつて水流が淀むところを中心には三八二点が出土した。¹³は橋付近から出土したものであるが、¹²は二条大路以北で出土した数少ないものの一つである。いずれ

にしてもこの地域で出土する木筒は、東一坊大路西側溝の上流、二

条大路北側溝、さらには宮城東面大垣内を南北に流れる基幹排水路等からの流出物が全て含まれるわけであり、内容的に相互の関連性は殆どないものとみられる。また木筒を含む遺物の年代観は、かなりの水流があつたためか、また溝の浚渫を行つてしたことによるのか、奈良時代後半以後のものが圧倒的である。本溝出土の木筒で年紀のあるのは平城木筒三一九四の信濃国衛士養物付札の宝亀五年のみである。このほか年代を推定せるものとしては三三六六の「清湍連乙継」は天平宝字五年はじめて百濟人らに賜つた氏姓であることや、この溝の出土遺物と密接に関連している二条大路北側溝及び宮内排水路出土のものの年紀が、宝亀五年、同六年のものであるこ

となどからすると、本溝出土の木筒は、全体としては奈良時代後半のなかでも末期に近いものであると考えられる。ただし、¹²は里制による表記であるから、靈龜以前、あるいは郷里制廃止後しばらくの期間里制表記が用いられる天平末年にさかのぼるものであることは明らかである。『報告書』はこのほかに二・三の木筒が奈良時代の前半期にさかのぼるものあることを指摘している。

東二坊坊間大路西側溝（九九次調査）

平城概報十一

〔4〕・「 \times 赤穂郡大原郷秦造吉備人丁二一斗 \times 」
秦造小奈戸丁三斗 \times

・「 \times 并庸一俵

一九二 \times 二四 \times 五 ○三一型式

東院東面大垣の外溝でかつ東二坊々間大路西側溝にある。溝の東肩が発掘区外になつたため溝幅は確認されていないが、六メートル以上の素掘り溝である。計五五〇点の木筒が出土したが、大部分は大垣南端から北へ一〇メートルの地点で出土した。その地点には東面大垣の暗渠施設があつて、それから木筒を含む遺物が流出した状況が観察できた。暗渠から側溝にかけて土壙状の黒色の有機物の堆積があり、大部分の木筒はそこから出土した。したがつて、木筒は宮内（東院庭園北方施設）で廃棄されたものが大路側溝に流出したものとみてよい。木筒の年紀は、天平十五、十八、十九、二十年で、天平末年の限られた時期に集中しており、この木筒もこの時期

のものとみて矛盾はない。貢進物付札はそう多くはないが、(14)の庸米貢進者の一人秦造吉備人のみえる同郡同郷からの同筆の貢進物付札がもう一枚ある。「赤穂郡大原郷戸主秦造吉備人」と一面にあるが、

他面は腐蝕が甚しく墨痕は全体にあるが判読できず、税目、貢進物の種類を明らかにできないのは残念であるが、あるいはこれも庸米付札かもしれない。なおこの木簡の記事で、負担者の名前の下に「丁」の文字があることが注意される。

平城宮内出土

西方官衙地区土壤

(15) 「阿波國阿波郡秋月郷庸米物マ小龍一俵」

平城概報六

一一八×二〇 ○五一型式

宮内の西北部に馬寮の所在することが発掘調査で確認されているが、その東に道路を隔てて某官衙プロックの西限築地がある。この木簡は築地が廃絶した後に掘られた大きな土壤の西端から出土した。木簡はこの一点のみ。この土壤には奈良時代末期を上限とし、平安時代中期を下限とする遺物しか含まれないから、長岡遷都の平城宮廃絶時に掘られ、その後塵芥処理の土壤として使われていたと解することができる。この木簡もその書風から推して奈良時代後期に下るものとみられ、土壤の年代観と矛盾しない。

和銅造営期整地土（九一次調査）

平城概報十

(16) •「貯中國賀陽×
•「貯染マ色人庸米×
(九八)×一一×三 ○三九型式

第一次内裏と第二次内裏の間の低湿地を埋立てた整地土から出土したものである。一次と二次の内裏が丘陵上に位置するのに対しその間は丁度谷筋にあたる。後述のように、木簡の年紀から和銅造営期の整地と考えられ、整地土中には建築材の破片や削屑・檜皮が大量に含まれていたから、造営の過程で発生した塵芥の埋立てに用いたものとみられる。木簡は限られた発掘区のなかで、二四二点出土し、この木簡を含め貢進物のなかで米の付札の多いのが特徴である。年紀は和銅二年同三年に限られる。年紀のないものも、和銅六年の地名表記改正以前の郡里名の表記に拠っているから、木簡は全体として和銅年間の前半に限定してよさそうである。白米、庸米二種の付札を含み、貢進国も、尾治、三川、越前、丹波（四点）、播磨（四点）、備中（二点、本木簡を含む）、備後、讃岐（三点）、伊予の九ヶ国に及ぶ。

佐紀池池尻遺構（池堆積土、九二次調査）

平城概報十

(17) •「貯越前國登能郡翼倚×

・「貯庸米六斗和銅六年×
(一〇三)×二三×三 ○三九型式

現佐紀池南の字「池尻」で、平城宮時代の池跡を検出した。木簡は池堆積土中から三八点出土したが、同堆積土には瓦・土器のほか

造営過程で生じた建築材の屑が多量に含まれていた。この木筒のほかにも貢進物付札としては、伊勢、越前、播磨、美作からのものがある。

第一次朝堂院東大溝（九七次調査）

平城概報十一

三、庸米の斗量と庸米資料（続）

(18) • × 敷郡 青郷
川邊里 庸米六斗 秦 ×

天平二年十一月

(一一一) × 二九 × 四 ○八一型式

(19) • 「郡」

・「庸米五斗

一八八 × 二七 × 九 ○三三型式

第一次内裏朝堂院と第二次内裏朝堂院の間を南北に流れる基幹排水路である。両地区からの排水をうける溝で、神亀年間に開削され、その後二度の改修をうけて奈良時代末まで存続する。木筒は溝内に設けられた堰の施設付近を中心に一五八点が出土した。木筒の内容は神亀年間から天平初年の造営事業に関するものと考えられ、本木筒もその一つとみてよい。

同右溝（一〇二次調査）

平城概報十二

(20) • 「近江國浅井郡岡本郷」

・「木マ女□庸□□」 一九四 × 二一 × 五 ○三三型式

前述の溝と同じもので、その下流に位置する。この調査区では前

述の九七次調査ほどには木筒は出土せず、二八点が散在的に出土したにとどまつた。天平五年の服喪の請仮文書が出土しており、奈良時代後半に下る遺物はなさそうである。

前節で平城宮跡出土の庸米付札を、出土遺構ごとに釈文を掲げ、報告書に従つて、遺構の解説を行い、出土木筒の特徴に言及した。

それによつて、庸米を明記する付札が現在のところ二〇例確認することができた。京内一ヶ所、宮周辺七ヶ所、宮内五ヶ所の遺構から出土しているわけだが、宮周辺の道路側溝から比較的多く出土していることは、庸米の使途との関係で注目されるところである。

さてここで触れておきたいことは、庸米一俵の斗量に関するこどである。周知の如く、白米（春米）の場合は一俵五斗である。木筒でも例外なく五斗となつてゐるし、正倉院文書にも徵証があり、なによりも延喜雜式に「凡公私運米五斗為俵」とあることはすでに指摘されているところである。〔註一〕これに対し庸米は前節でもみたように、五斗、六斗、五斗八升とさまざまである。五斗とあるもの五例に対し、六斗は七例、五斗八升は二例をかぞえる。後二者の方が五斗よりも多いのである。

庸米が黒米（玄米）であることはまず誤りなかろうから、白米に

対して量が多いのは精白分を加えた量かと考えたこともあつた。五斗八升という半端な数量は、かえつてそのような考えを導きやすいものである。しかし解決が得られないままに長い歳月が過ぎていたが、偶々三年前招れて富山大学に出かけた際、同大学の鎌田元一氏に庸米の斗量のことを話したところ、鎌田氏はたちどころに解答を示された。氏によれば、庸米一俵の斗量は、直丁や駢使丁が一ヶ月分の糧米として支給される量に係るものというのである。天平十七年の諸官司の直丁らの大糧申請文書によれば、各官司は一日二升の割合で、大月ならば六斗、小月ならば五斗八升の糧量を民部省に対し、翌月分の直丁らの糧として請求しているのである。この大糧支給量にあわせて庸米の俵が荷造られているのではないかというのが鎌田氏の推理であつた。

庸米一俵の斗量が六斗だけならば、正丁一人の輸貢量である三斗の二人分と解すればよいかから、あえて直丁らの一ヶ月の糧量にむすびつける必要はないが、五斗八升はこのようない解釈ではどうしても解けないのである。六斗、五斗八升両方の俵量を解くのには支給量を予定した俵づくりと考えざるをえない。

この考え方が支持されるいま一つの大きな理由は、前述したように、庸米は賦役令によればまず衛士・仕丁・采女・女丁らの食に支給され、残余を雇民の役直及び食に充てるとされていることに示されているように、庸米徵収の本義が仕丁らの糧食に充てることに拠る

ものと考えられる。このことのより根本は、仕丁や采女というわが國固有の労役の養物（就労中の生活資）が、令制前において郷土の負担でまかなわれたことをうけて、律令政府はその郷土負担を“庸”という租税を成立させて財源の一つに充てた事情が背景にあるのである。もちろん庸の徵収にあたつてはかつてはかつてのように村落や戸に対する課税ではなく、賦役令歳役条にみえるように正丁以下の人頭に賦課するものであつたことはいうまでもない。それによつて庸の賦課量は増大し、仕丁・采女らの食だけでなく、役直を支給することによりぼう大な量の労働力の徵発が可能になつたのである。

以上によつて、木簡にみられる庸米の斗量が仕丁らに支給される一ヶ月の糧量に關係するることは明らかになつた。しからば五斗一俵の庸米はどのように考えるべきか。これが時期的な差でないことは、同じ和銅六年のもので(1)(2)は五斗であり、(1)は六斗であることから否定される。庸米は雇民の役直・食にもなるわけだから、全てが六斗・五斗八升につくらねばならぬ理由はなく、五斗俵があつても不思議ではない。

このように庸米一俵の斗量を理解してよければ、庸米の明示のないもので、少くとも六斗または五斗八升の俵量が記されている米については、これを逆に庸米とする根拠がえられたことになる。なお五斗のものについても、白米その他の米の種類の明記のない米のなかに庸米が含まれていることはまちがいないが、いちいちの資料に

つき、これを庸米とする論証は困難なのでここでは省略する。将来、出土遺構や出土状況の検討により、さらには庸米付札の出土例の増加により、さらに検討が進むことを期待しておきたい。

以下、六斗、五斗八升の米付札を出土遺構ごとに掲げる。

左京一条三坊SD四八五溝（既出）

・「吉備里海マ赤麻呂米六斗」

・「靈龜三年六月

・「二一六×一三×三 ○三二型式

左京一条条間大路南側溝（既出）

・「^{〔米〕}讀岐国三木郡牟礼里□□□

・「五斗八升

・「二一八×二一 ○三三型式

・「^{〔米〕}備前国邑久郡香止里」

・「^{〔人〕}人夫矢田マ末呂米五斗八升」

・「一三八×一三 ○三三型式

二条大路北側溝（壬生門前、既出）

・「備前國上道郡安度鄉立原里大マ□□足三斗并六斗」

・「同得□□三斗」

・「一三四×一一×四 ○五一型式

東一坊大路西側溝（三九次調査、既出）

・「^{〔米〕}讀岐國香川郡□□里^{〔秦廣鳴〕}五斗八升」

・「一五八×二一×四 ○三一型式

東二坊坊間大路西側溝（既出）

26・「大野郡赤見里工部□□〔經カ〕」

・「米六斗」

一六三×一七×五 ○五一型式

平城宮内裏北方官衙土壙

・「^{〔子カ〕}河原鄉□□君山中三斗」

一八一×（一六）×三 ○三二型式

平城史料VIII

27・「^{〔日下カ〕}河原鄉□□真人三斗」

一八一×（一六）×三 ○三二型式

平城史料VIII

内裏北方の官衙地域にある土壙（SK二一〇七）で、某年時の近傍の造営工事で発生した多量の檜皮を含む塵芥処理のための土壙である。木簡は全部で一七点出土したが、年紀がなく、また土器等の遺物も殆どないため、埋没年時は明らかでない。

造酒司関連遺構南北溝

28・「^{〔日下カ〕}備中國□□□」

・「^{〔友カ〕}□□□大□□六斗」

一六二×（一五）×六 ○三二型式

この积文は、報告書一四二頁のものを右のよう訂正した。

29・「美作國豊國×

・「□米六斗」

（一一〇）×一〇×三 ○八一型式

この木簡の积文で報告書は「米」の上の文字を「春」としたが、写真版及び調書によつて検するところのように断定するにはなお問題があるので、ここではあえて不明とした。

平城宮内東北方に所在する造酒司関連遺構の排水溝（SD三〇三五）から出土したもので、五六二点もの多量の木簡が同溝から出土した。神龜元年十一月に行れた聖武天皇即位に伴う大嘗祭にかかわ

る木筒をはじめ、酒米、赤米など米の貢進札の多いのが内容上特記されることである。この溝の遺物は、土壤状に四層の堆積を示し、最上層からは天平勝宝八歳の木筒が出土して、また最下層からは靈龜銘のものが三点出土していることにより、この溝はおよそ奈良時代前半を通じて機能していたことが知られるのである。

東院西辺官衙遺構南北溝

平城史料Ⅷ

③・「邑久郡□張郷大村里」

・「尾治マ加之居黒米六斗」 一一三×一二×六 ○三三型式

この地域の調査では溝、土壤、建物柱穴、井戸、整地土など多数の各種遺構から散在的に木筒が出土している。当該溝は、この地域の東北隅から中央部に斜行する素掘り溝で、ほぼ同位置に二つの溝が確認されたうちの古い方の溝である。この溝には周囲を玉石積にした水溜めがつくられており、このくぼみを中心にして計四一点の木筒が出土した。溝上層からは天平十九年の年紀をもつ米付札が出土している。本木筒は下層出土で、郷里制施行時のものであるから堆積土の年代観に矛盾はない。

和銅造営期整地土（既出）

④・「私里丹生波田六斗持□×（一五一）×一一三×三 ○三九型式

⑤・「尾治國海郡嶋里人」

・「海連赤麻呂米六斗」

一八四×一一×三 ○五一型式

③ 「不知山里俵五斗八升」 一七一×一四×三 ○五一型式

第一次朝堂院東大溝（既出）

・「美濃国厚見郡草田郷□」

・「物マ□米六斗」 一〇五×（一三）×五 ○三二型式

東院西南方官衙斜行溝

平城概報十一

④・「丹波國多紀郡真繼里」

・「

・「多紀臣大足三斗」 井一俵和銅五年「」

一八九×三一×五 ○三一型式

⑤・「備後國三次郡下三次里人」

・「次□□□□」 六斗

一四八×一三×三 ○三三型式

この木筒の斗量は概報では不明としたが写真版および調書により六斗と読むことができる。

この溝が掘られた場所は丁度谷筋に当つており、和銅造営時にこの地域の基幹の排水路として機能したものである。两岸には護岸用のしがらみが施され、かなりの水流に堪えられる構造になつている。溝の堆積土、埋土から出土した木筒をはじめとする遺物（とくに土器）により、この溝の存続年代は和銅の造営当初から天平初年頃と考えられる。この時期には、この附近には建物はなかつたが、この溝が埋立てられることにより、多数の建物がたつことになる。

⑥の木筒を含めこの溝出土の木筒の年紀は、和銅二年、四年、五

年、六年、七年、八年の和銅年間全体に及んでおり、貢進物付札の書式も「某里人某」と「某里戸主某」の両方を含んでいる。

東院庭園北方施設建物柱穴

平城概報十一

37) 「三方郡乃止三家人羽志米六斗」

一四一×三二×六 ○三一型式

この木簡は園池の北方を区画する東西壙の北に位置する東西棟建物(SB九〇六八)の柱掘形埋土から出土した。この建物が建てられた時期は東院の旧園池(奈良時代中頃園池は大きな改修をうけるが、それ以前を旧池とする)が開設された時期で、養老年間に比定できる。したがってこの木簡はそれ以前すなわち養老以前のものと判断される。

藤原宮内裏西外郭西側南北溝

藤原史料 XII

38) 「□田郡長岡里道守奈加麻呂」

五斗八升 一八〇×二〇×五 ○五一型式

幅五メートルの素掘りの溝で、最下層から木簡六点が出土した。本木簡のほかにはみるべきものはない。

藤原宮北面外濠

藤原史料 XII

39) 「乙甲午年九月十二日知」

〔知多評カ〕

〔養カ〕

〔六斗カ〕

・「阿具比里五」

〔百木カ〕

〔養カ〕

〔六斗カ〕

二一三×二八×四 ○三一型式

本稿執筆に際し、実物にあたって種々調査を行い、木肌が黒く文字の判読が困難なこともあったので、赤外線テレビを使って検討を加えた。^{註二}右に掲げた积文はその結果を示したもので、報告書と若干ちがっている。积溝した結果を若干敷衍しておくと、年月日の下の第一字は「知」と読み、かつたがってこの木簡はそれ以前すなわち養老以前のものとみられる。裏面の文字はほぼ報告書通りの积文であるが、問題の「養」「六斗」は墨痕甚だ淡く、判読は困難であり、したがって慎重に疑問を付した読みに止めたが、「養」「六斗」の可能性は高いものと考えられる。

藤原宮の四周を囲む大垣の外側約一〇メートルの位置に幅五メートルの外濠がめぐるが、この溝は北側の北面中門附近にあたる。東から西に流れ、中門附近で北流する水路につながる。藤原宮の時代を通して機能していた溝で宮廃絶とともに埋立てられたものである。木簡はこの部分の調査で五五一点出土したが、以前の奈良県教育委員会の調査でも約八〇〇点が宮の東北隅に近いところで出土しており、また北面外濠だけでなく、東面外濠でも近年の調査により、多量の木簡が出土しているから、外濠には相当量の木簡をはじめとする各種遺物が埋蔵されているものとみられる。年紀も本木簡のように大宝以前のものもあり、もつとも新しいものでは平城遷都直前の和銅一年の付札がある。

庸米付札について

(表1) 庸米付札の年代 (数字) 木簡通し番号

年紀のある付札	付札の墨書内容から推定される年代	伴出遺物(木簡も含む)から推定される年代
甲午年(持統8) (39)		大宝～和銅 (38) 和銅初年 (16)(31)(33) 和銅年間 (8)
和銅5 (35)	和銅初年 (32)(36)	
和銅6 (1)(2)(17)	和銅年間 (3)(4)(6) <里制> (7)(12)(22) (23)(25)	
靈龜3 (21)	靈龜1～天平12(5)(9)(24) <郷里制> (30)	養老以前 (37) 養老～神龜 (10)(11) 神龜～天平初年(19)(20)(34) (28)(29)
天平2 (18)		天平末年 (14)(26)
		奈良時代後半 (13)(27)
		奈良時代末 (15)

四、庸米付札に関する若干の問題

前二節で庸米付札およびそれと推定できるもの三九例を掲げ、出土遺構ごとに若干の検討を加えた。ここではそこから引きだされたいくつかの問題をとりあげて整理しておきたい。

庸米付札の年代

別表は年紀をもつもの、付札の墨書内容から年代の推定できるもの、伴出木簡を含む他の遺物によって年代の推定できるものに分けて整理したものである。これによつてみると、現在までに出土した庸米付札は大部分が天平初年までのものである。天平末年までに範囲をひろげると、殆どがそのなかにはいってきて、奈良時代後半の時期のものはわずかに一・二にすぎない。調付札は奈良時代後半の時期を含めて、各時期のものが出土しているのと比べ著しい相違である。この事実が單なる偶然によるのか或はなんらかの事情が背景にあるのかは筆者には目下のところ不明であるが、なおよく今後検討を加えていきたい。

なお、現在のところ「庸」を明記した付札の上限は和銅六年であるが、調付札が大宝令前にさかのぼって出土しているのと比べ、相当な年代差があるけれども、この問題は今後の資料の増加をまって判断すべきものと考える。なお藤原宮跡出土の(39)の甲午年(持統八

(表2) 唐米付札の形態

031型式	8点
032型式	6
033型式	7
039型式	6
051型式	8
059型式	1
081型式	3
計	39点

(参考) 唐米以外の米付札の形態
(藤原・平城宮跡出土)

011型式	5点
019	3
022	1
031	17
032	20
033	16
039	17
051	11
059	8
081	11
計	109点

※白米、春米、搗米、赤米、赤春米、酒米、糯、米、俵、五斗(米と推定されるもの)

年の養米六斗の付札は、斗量において後の唐米付札に一致し、かつ六斗である点において、仕丁・采女らに給される糧物量に一致していること、養米すなわち文字通り仕丁らの養物として輸貢されている点を考えると、仕丁らの糧米になるものは少くとも唐米とは称されていなかつことになり、唐制がいつから成立するのかについて今日改新詔の仕丁庸物の解釈を含めて種々議論のあるところであるが、この一枚の木簡が語るところは甚だ大きな意義のあるものと考えるのである。

形態と法量

唐米付札の形態は別表のごとくで、唐米以外の米関係の付札とくらべてもほぼ同様の傾向を示すようであるから、ここでとくにとりあげる必要はなかろう。むしろ、調付札などと同様に、調については品物により荷造りに差があるにしたがつて形態・法量のちがいが生れるのであるが、国ごとにも特徴が認められ、例えば備前の唐米付札に〇三三型式が多いのは、備前の調付札にも同形がままあること関連するであろう。^(註三)

付札の大きさも米付札が一般にそうであるように、調付札に比べ若干短い傾向があり、大部分は二〇センチメートル内におさまる程度のものである。

書式と書風

書式は原則として、調と同じく国郡里戸主姓名(戸主の文字がなく

個人名が書かれるものについて、これが戸主なのか戸口なのかは實際は判らないが）が書かれ、庸米斗量、年月を書くものであった。事実、個人名までを記するのが圧倒的で、個人名を記さないものは⑩・⑪の二例にすぎない。

庸米付札にのみみられるものとして注目されるのは、前にも述べたが、二人の名前と輸貢量を記し、それをあわせた荷物にしている例が多く認められることである（八例）。

正丁一人の庸米の輸貢量については奈良時代の文献微証はなく、延喜主計式に三斗とあることから、慶雲三年に庸半減以後三斗になつたものとみて、令制は六斗と推定するのが通説である。この通説と庸米付札の輸貢量に矛盾はない。そして、慶雲三年以降も二人分

をあわせて六斗一俵の荷にしたのは、仕丁の一ヶ月分の糧米支給量を考慮したことであろうことは前に述べた通りである。

⑫は一斗、三斗をあわせた五斗一俵の付札であるが、個人名の下に「丁」がいづれも付せられているのをどのように解したらよいのか筆者にはなお不明である。このなかの一人の秦造吉備人が同筆の別箇によつて「戸主」であることが判るので、そうすれば秦造小戸戸も戸主とみてよく、戸主姓名をあげて「丁」を付しているのは、戸主の戸人で負担義務をもつ丁男（正丁・次丁）を意味するのであらうか。それならば何故に戸主名だけではだめで丁を書く必要があつたのかがあらためて問われなければならないだろう。調やその他

の貢進物で、木簡及び布類の墨書銘を含めて、このような注記は他に例がない。

書風は、調と比べ手慣れた字体のものもままあるが、概しては稚拙な書が多いことは注意してよい点であろう。このことは庸米付札の年時が比較的早い時期のものが多いこととかかわることなのか、或いはそれとも調などと比べてより低次の段階で作成されるようなことがあつたのか、種々考慮すべき問題を抱えていることを指摘しておきたい。弘仁十三年閏九月二十日格（応給食傍丁事）によれば、郷別一人の庸長のほかに郷別一人の庸米長が置かれていたことが判り、庸米の確保が特別に意識されていたことを伺せるのである。^{（註四）}

改新詔の庸米・庸布のこと、あるいは仕丁制、なかでもその養物のことに筆をのばそうとして若干の準備をしたが、今回は庸米資料の集成と若干の問題の指摘にとどめて擱筆することにする。

（註一） 直木孝次郎「奈良時代の米俵と糒」『奈良時代史の諸問題』一九六八年、塙書房

（註二） 鬼頭清明氏にも立会つてもらひ、訳読は氏と共同で行つた。

（註三） 今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」『研究論集IV』奈良国立文化財研究所学報第三二冊、一九七八年

（註四） 柳木謙周「律令制下における米の貢進について」『続日本紀研究』第二〇五号、一九七九年